

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会ガス安全小委員会（第20回） 議事録

- 日時：令和元年11月12日（火曜日） 15：00～16：40
- 場所：経済産業省 別館3階 312各省庁共用会議室
- 議題：（1）次期ガス安全高度化計画の策定について
（2）規制改革実施計画への対応状況について

- 月館ガス安全室長 定刻になりましたので、ただいまから第20回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会ガス安全小委員会を開催いたします。開催に当たりまして、事務局の経済産業省から御挨拶させていただきたいと思っておりますけれども、前回の委員会以降人事異動がありましたので、これについて御報告させていただきたいと思っております。
まず、福島大臣官房技術総括・保安審議官が異動しております、新たに小澤審議官が着任しております。
- 小澤技術総括・保安審議官 小澤でございます。よろしくお願いいたします。
- 月館ガス安全室長 米田大臣官房産業保安担当審議官が異動しまして、新たに河本審議官が着任しております。
- 河本審議官 河本でございます。よろしくお願いいたします。
- 月館ガス安全室長 保安課長の後藤が異動しまして、田尻課長が着任しております。
- 田尻保安課長 田尻です。よろしくお願いいたします。
- 月館ガス安全室長 また、ガス安全室長の田村が異動しまして、私、月館が着任しております。よろしくお願いいたします。それでは、開会に当たりまして、小澤技術総括・保安審議官から御挨拶をお願いします。
- 小澤技術総括・保安審議官 小澤でございます。委員の皆様におかれましては、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。それから、ガス安全行政につきまして常日頃から御理解と御協力をいただきまして、本当にありがとうございます。感謝を申し上げます。

ガス安全に係る行政の最近の動向としては、継続的にガスに係る事故は減少してきておりますけれども、これは本当に事業者の皆さん、関係者の皆さんの並々ならぬ努力の賜物というように思っております。

また一方で、この安全に対する取り組みは将来に向けても継続的に続けていかなければならないことだと思いますので、また改めて気を引き締めながら、行政のほうもしっかりと安全で合理的な規制というのをどういうふうに展開していくかということをしっかりと考えながら進めていきたいというように思っています。

それから、今年は夏以降、台風の被害がさまざまところでございました。本当に被災者の皆さんは現在も御苦勞をなされておると思います。心からお見舞いを申し上げたいと思いますけれども、今年のケースですと、ガスのほうはそれほど影響は出なかったわけでございますけれども、停電等あるいは河川の氾濫、こういったことで相当の大きな被害が出てございます。昨年のケースで申しますと、大阪北部地震、このときはガスの影響は相当大きかったわけございまして、こういったガス、電力といったライフラインをしっかりと安定的に供給していく努力、それも安全を第一にということが非常に重要でございます。こうしたものも踏まえながら、今後ともしっかりと対応していきたいというように思います。

本日は議題が2つございまして、1つは次期ガス安全高度化計画の策定について、前回は御議論をいただいてございますけれども、その後、整理をいたしました基本的な方向等について御審議をいただくということ。それから規制緩和の実施計画の進捗状況、こういったものについても2つ目の議題として御議論いただければというように思います。忌憚のない御意見をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

- 月舘ガス安全室長　それでは、ここからの進行につきましては、倉渕委員長からお願いしたいと思います。
- 倉渕委員長　皆さん、こんにちは。確か前回のガス安全小委員会は3月1日だったと思いますので、もう8カ月以上経っております。今、審議官からお話ありましたように、この間に台風によります被害があり、幸いにしてガスについては大きな被害はなかったということですが、今後とも緊張感をもって見守ってきたいと思います。

それでは、まず、今回から新たに参加される委員の方々もいらっしゃいますので、事務局より委員の御紹介をお願いするとともに、配付資料の確認をお願いいたします。

- 月舘ガス安全室長　前回委員会以降、委員の交代がありましたので、新しく就任された委員の方々を紹介したいと思います。お二人おられまして、全国ガス労働組合連

合会の佐藤和幸委員であります。

- 佐藤委員 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。
- 月館ガス安全室長 日本ガス協会・本多文雄委員です。
- 本多委員 本多でございます。よろしくお願いいたします。
- 月館ガス安全室長 また、本日の会合は定足数に達しておりますので、これを御報告させていただきます。続きまして、資料についてですけれども、経済産業省は審議会のペーパーレス化を進めておりまして、タブレットを使って電子ファイルを御覧いただくようお願いします。お手元のタブレットは、資料が閲覧可能な状態となっておりますけれども、資料を御覧になれる際は、資料番号を付した番号をタップしてください。本日の資料につきましては、ファイル名一覧にありますとおり、資料1から資料2―3までとなります。万が一、タブレットの不具合や操作について御不明な点がありましたら、手を挙げていただきまして近くの職員までお知らせいただければと思います。
- 倉渕委員長 それでは、最初の議題、「次期ガス安全高度化計画の策定について」について、事務局から説明をお願いいたします。
- 月館ガス安全室長 それでは、最初の議題であります次期ガス安全高度化計画の策定について、事務局から説明させていただきます。

資料1を御覧いただければと思います。ページを開いていただきまして、目次に資料内容の項目が記載されており、最初の1.に次期高度化計画の検討の全体のスケジュールがございます。2.に個別の検討項目が記載されています。

早速2ページ目を開いていただきまして、全体スケジュールでございます。前回、今年3月の審議会で検討していただきましたスケジュールに沿って進めるということとしております。最終的には2021年3月に取りまとめることとなりますが、この新しい高度化計画の取りまとめまでに、前回（第19回）の審議会を含めまして5回検討する予定としております。検討項目については、2ページ目の表に示してあるとおり、①から⑧について議論していくこととなりますが、今日は②から⑤を審議していただく予定です。①につきましては、現行の高度化計画の実施状況についてのフォローアップですが、これは年度末にフォローアップすることとしており、今年度では2020年の3月の年度末にフォローアップする予定であります。②につきましては、2020年度時点の目標達成状況でございますが、今回は直近の状況を説明させていただきます。

③につきましては、今後のガス事業の展開と想定リスクを洗い出すということにしております。④につきましては、基本的な方向について変更案を示させていただき、今回議論させていただきたいと思っております。⑤につきましては高度化目標でございますが、これを案として議論いただくということでもあります。⑥以降は次回の審議会で議論していただきますが、項目⑥は安全高度化指標の検討でございます。⑦は、具体的な取組に当たっての実施計画、アクションプランの検討です。⑧は、次期計画の詳細策定作業となりますが、2019年度下期のところで役割分担させていただきまして、2020年度に入ってから詳細の冊子を作成するという予定になっております。

それでは、資料3ページ目について説明させていただきます。これは2020年時点での達成見通しの確立の状況でございます。表の一番左側のところの欄に書いてあるところは、現行の高度化計画を策定するときの当時の事故の発生状況を示したものでございます。2010年度時点での事故発生状況ですが、その時点での過去5年間の事故の発生の平均値を出したものでございます。死亡事故でいうと、平均で年3.6件、人身事故であると42.6件発生しているということでございます。消費段階のところは少し多く、死亡が2.8件、一酸化炭素中毒による人身事故が13.6件発生しておりました。これを踏まえて、次の右欄の2020年時点の安全高度化指標が策定されております。全体では死亡事故が5年平均で1件未満、人身事故が20件未満です。消費段階では死亡事故は0.5件未満、一酸化炭素中毒の人身事故は5件未満、といった指標となっております。

その次の右欄は、現時点での過去5年の事故の発生状況です。この欄の左側は2014年から2018年の5年間の事故の平均値でございます。また、括弧の数値は2013年から2017年の5年の平均値でございます。今後、次期高度化計画の指標を検討するときには、2015年から2019年の5年間の平均を示して検討することになりますので、今回御紹介している平均値は直近のものであり、近況の状況を御紹介させていただいております。事故の全体では死亡事故0.6件、人身事故28件であり、近況ではいずれも指標達成に近づきつつある状況でございます。消費段階についても死亡事故0.4件、人身事故では、CO中毒事故5.4件、CO中毒以外の事故11.0件ということで、指標を達成に近づきつつあるということでございます。一方で供給段階のところは、死亡事故のところは0.2件で近いのですけれども、人身事故のところは11.6件ということで、指標からは少し乖離した状況にあります。この数値は現行の指標を策定したときの事

故の発生状況に近い数字になってございます。製造段階では0件ということで、事故が発生していない状況でございます。

一番右側の欄は、今年1月から6月までの半年間に発生した事故件数です。指標策定の際の事故発生状況の数値には、このデータと後半の半年間の事故の実績が積み上げられ、それが反映されていくということになります。この結果については、次期高度化計画の指標や、アクションプランの策定に反映していくこととなります。

次に、4ページ目でございます。これは今後のガス事業の展開と想定リスクについて御説明するものですが、ここに掲載したものは、前回のガス小委員会で御確認いただいたものの抜粋でございます。①から③の3つの項目を環境変化として考慮し、これらにつきまして、次年度に詳細検討するという示されたものでございます。復習になりますけれども、①については担い手や需要家等の構造の変化ということで、工事の担い手不足や高齢者、外国人比率の増加、災害対応の未経験者の増加等が挙げられてございます。②として、導管事業の分社化ということでございます。これはガス事業が製造、導管、小売といったパートに分離され、分社化後の事業間の連携意識に変化が生じるのではないかとということでございます。③としてI o Tの利用拡大、これに伴うサイバーセキュリティ対策の実施の要求の高まりということです。本日は、これらについて、これからさまざまな文献等を確認していただき、今後のガス事業の展開や想定リスクに抜けや漏れがないかということをご精査していただくということでございます。次のページから、これらについて関連資料、データを示させていただきます。次のページから、これらについて関連資料、データを示させていただきます。

5ページ目に示している表は将来人口の予測でございます。左側の図は、将来人口の予測でございます。2050年には日本の人口は1億にまで減少する見込みであるということで、日本の人口は減少に向かっています。また、生産人口、これは15歳から64歳までになりますけれども、この人口の割合も減少傾向でございます。現在、60%ぐらいですが、これから2030年に向かって50%台に低下していくという予測となっております。右側のグラフですが、上の茶色の折れ線は65歳以上の人口の増減で、前年比でどれくらい増えたかという数字のプロットでございます。下の青色の折れ線は、生産人口15歳から64歳の人口ですが、こちらは減少傾向でマイナスを推移しています。2010年代は65歳以上の人口の増加傾向が非常に多く、また一方で生産人口の15歳から64歳、これがものすごく減少してきたことを示しています。2020年代に入りま

すと、増加あるいは減少の状況が落ち着いてくると予想されていますが、それでも65歳以上の方々の人口は増えて、生産人口は減少傾向が続くものとなっています。

次に、6ページ目でございます。これは少子高齢化が進むことを示したものでございます。左側のグラフは出生数の推移を示したものでございます。2016年には100万人を割り込み、今後更に減少することが予測されております。一方で、左側のグラフは、100歳以上の人口の増加でございます。ちょっと先になりますけれども、2050年には100歳以上の人口が50万人を超える見通しを示されております。こういう形で出生率は減る一方で100歳以上の高齢化の方は増えていくといった状況がつづくことが予測されております。

7ページ目の資料は世帯の状況について、単身世帯の増加を示したグラフであります。左側は年齢に関係なく世帯としての単身化が増えていくことを予測したものでございます。2030年前後に単身世帯数はピークを迎え、約2,000万世帯が単身世帯になるとの推計です。単身世帯の比率は、30%の中でございますけれども、ずっと右肩上がりで上昇していくものとなっています。65歳以上の一人暮らしについては、右側のグラフで示してあります。棒グラフが65歳以上の単身世帯数でございます。折れ線グラフは65歳以上の中の単身者の割合ですが、上の赤い線は女性、下の緑の線は男性を示しており、いずれも増加傾向にあるということでございます。高齢化が進み、かつ単身化が増えていくということでございます。

8ページ目のグラフは、担い手として外国人労働者が増えているという図でございます。外国人が増えることによって事故が増えるという資料はございませんが、外国人労働者がガス安全に関わる様々な労働の担い手、そして需要家として増加した場合に考えられるリスクがあります。この資料では、2015年から増加傾向も強まりをみせており、2018年は身分に基づく在留資格とか専門的な知識をもって入ってこられている労働者資格など、いずれの段階でも対前年比で増えているという状況でございます。

9ページ目に、これらの状況を産構審の2050経済社会構造部会の分析でまとめてみますと、担い手の構造変化として、担い手である熟練者が高齢化により減少していく、生産人口の比率の減少も加速していくということでございます。一方で、外国人労働者の人口は増加していくということでございます。需要家の構造変化では、少子高齢化が加速して高齢化がさらに促進する。単身世帯の増加、特に高齢化を含む単身世帯が増えていくということでございます。従いまして、今後、日本における人口の構造

変化が生じ、さらに外国人の比率が増加するなどの社会の変化によるリスクを踏まえて、これからの検討が必要ではないかということでございます。

次に10ページ目でございます。これは導管部門の分社化による連携意識の変化についての御説明でございます。ガスシステム改革によりまして、小売事業者の登録が増えているところでございます。これまで小売自由化された後に、73社がガス事業法に基づく小売ガス事業者の登録を受けられております。このうち、越境販売を含めて新たに一般家庭に供給をしている、もしくはすることを予定している事業者は29社ございます。小売の登録を受けた事業者は、業態の分類ごとにこの表に示してありますけれども、電気事業者で6社、一般ガス事業者で6社、LPガス事業者で14社などとなっています。一般ガス事業者で6社というのは、もともと都市ガス会社が同社の供給エリアでないところに参入しているということでございます。

既に供給を開始している、もしくは予定しているという事業者については、※1がついているところの事業者でございます。電気事業者では4社が一般家庭への小売事業を始めているということでございます。

次に、11ページ目でございますが、これは小売事業者の新規参入の地域別の状況を示したものでございます。東京ガス区域、もしくはその周辺にいろいろな方々が新たに小売事業者として参入をされております。

次に、12ページ目の資料ですが、これはシステム改革のスケジュールについて御紹介したものでございます。都市ガスの小売の完全自由化は2017年からスタートしており、現在は導管事業の分社化に向けての制度の詳細検討がされております。そして2022年には導管事業の法的分離がスタートするということになっております。参考までに下に電力の自由化のところのスケジュールが書いてありますけれども、都市ガスの自由化に先立って、既に2020年に送配電部門の法的分離がされるということになっております。13ページに導管事業部門の分社化による想定リスクを3点ほどにまとめております。まず2022年の導管事業の分社化による変化は未知数であるということでございます。次にシステム改革による新規小売事業者の拡大で、どのような変化が起きるかについても、今のところ未知数だということでございます。最後に、導管事業部門と小売の連携だけでなく、ガス会社全体の連携意識について変化が起こる可能性があるということでございます。これまでガス事業者は、ガスの製造から小売まで一体として保安をみてきたということでありまして、今後、それぞれの事業体

として事業を開始していくことになりますと、いろいろな変化が起こるであろうということでございます。こういうリスクについて少し検討していくことが必要ではないかということでございます。

次に、I o Tの利用に関する変化でございますが、今後のI o Tの利用拡大とこれに伴うサイバーセキュリティの対策の要求の高まりということでございます。今後、I o Tやビッグデータ、人工知能を初めとした新たなデジタル技術がますます進展し、その利活用が進んでいくということでございます。これは第4次産業革命への進展ということで、資料のとおり2050経済社会構造部会で示されているところでございます。これまでI Cやプログラムを使った自動化とか省力化といったところはありますが、これからは自律化とか相互強調とかいったものが人手を経ずにできるようになってくるという変化でございます。

一方、15ページ目の資料は、セキュリティの必要性についての御説明でございます。ここに示しているグラフは、アメリカのインシデントの件数でございますけれども、これは制御システムにどのくらいインシデントが発生しているかということのデータでございます。ちょっと古いデータではございますが、これだけ発生しているということでございます。

2015年、16年について、発生箇所別に順位付けされてありますけれども、工場とか電力とか重要インフラといわれるようなところにインシデントが発生しているということでございます。また、真ん中の説明の2つ目のポツに、2010年度におけるStuxnet（スタックスネット）によって制御システムの攻撃が顕在化したということでございますけれども、このStuxnetというのは、制御系システムを狙ったマルウェアのことでございますが、こういったものが新たに発生してきていろいろな悪さをしているということであり、対策をとらざるを得ないようになってきております。

16ページ目に、少しまとめさせていただきましたが、今後、スマートメーターやI o T、ビッグデータ、人工知能といった新たなデジタル技術が有用なものとして導入されていくと予想されており、一方で、国内外のさまざまな分野で制御システムにおけるインシデントが増加しており、今後は、こういったところをリスクとして想定していかなければならないだろうということでございます。

次に17ページ目ですが、これは想定リスクについて、漏れがないかをチェックしていただきたいということで示させていただきました。その他検討すべき環境変化はな

いかということでございます。この示させていただきました資料は、平成29年の経済財政諮問会議で示された「2030年展望と改革 タスクフォース報告書」に示されたものでございまして、次のような環境変化について議論されております。

2030年までに予想される内外環境の変化ということで、世界経済をめぐる動きとして、第4次産業革命をめぐるグローバル競争の激化とか、シェアリング・エコノミーの進展とか、世界的な人口移動・人材獲得競争の時代になるとかということが示されております。

日本経済をめぐる動きについては、Society5.0の実現が経済社会に大きなインパクトを与えるであろうということが示されています。また、人口の減少、高齢化が進んでいくということ、インフラ・家屋等の老朽化・遊休化といったことが社会の変化として起こるということが指摘されております。これらを一つの参考として御検討いただければというふうに考えております。

続きまして、18ページ目でございます。これは今後のガス事業の展開と想定リスクについて、これまでに御説明したことを少しまとめさせていただいております。これまで御説明してきました結果、今後のガス事業の展開、想定リスクは以下のような点に重点を置いてはどうかということでございます。①として社会環境の変化でございますけれども、担い手や需要家等の構造変化ということで、繰り返しになりますけれども、工事の担い手不足、高齢者・外国人比率の増加、災害対応等の未経験者の増加等でございます。②としてビジネス環境の変化でございます。ガスシステム改革による構造変化で、新規の小売事業者の増加、導管事業部門の分社化、ガス事業者間における連携意識の変化ということが挙げられるということでございます。③は技術的な環境の変化でございます。新たなデジタル技術の導入に伴う変化、スマートメーター、IoT、ビッグデータ、人工知能などの新たなデジタル技術の導入に伴う変化ということでございます。これらの想定リスクについて、今後のアクションプランの検討の前提条件とするということを御提案させていただいております。

19ページ目でございますが、これは高度化計画における基本的方向についての検討でございます。これまでの事故状況、想定リスクを踏まえて、次期安全高度化計画の策定における基本的方向の検討について示したものでございます。現行の高度化計画の策定時には消費段階での死亡事故が非常に多かったということでございまして、ここはかなりフォーカスした形になって設定されております。先ほども説明を若干しま

したが、あらためて再度19ページの表に示しましたが、赤枠で示したとおり過去の事故の発生状況として2010年時点の事故の状況では、消費段階のところはすごく多かったということでございます。これによりまして、現行の安全高度化指標は、消費段階にかなりフォーカスした形で厳しい指標が設定されておりました。一方で、今直近の5年の発生状況でございますけれども、消費段階にフォーカスしたこともありまして、赤枠で示したとおり消費段階の事故状況は指標に向けて近づきつつあるという状況でございます。一方、供給段階での事故が少し増えているということで、次期高度化計画の検討において、ここに関心を向ける必要が出てきています。

20ページ目には、2012年のガス小委員会で現行の高度化計画を検討、策定したときの資料を抜粋していますので、一見していただければと思います。評価に用いられた事故状況は2005年から2009年のあたりでございますけれども、この期間中では、まず事故の件数がぐっと増えたということでございます。この増えた状況は単純に事故が増加したのではなく、法令遵守の意識の高まりもあったと分析されています。しかし一方で、消費段階での事故の増加、死亡事故、人身事故が多いということで、ここに注目が集まり、この対策を集中させた形の今の高度化政計画が策定されているということでございます。

21ページ目でございますが、これは次期高度化計画における基本的方向についての変更について提案させていただいたものでございます。まず、上側は現行の高度化計画の基本的方向でございます。②に消費段階における対策の重点化ということが方向として示されておりました。これについて下側の変更案をみていただければと思いますけれども、これを①とし、またその内容は、事故の発生状況から、消費段階にフォーカスする必要はなくなっており、各段階における対策の推進継続ということに直したらどうかということで御提案させていただいております。本文のところは、右下に四角枠の網かけで書いてありますが、「消費段階の事故が多かった前回計画策定時と異なり、各段階とも高い保安レベルに達してきているため、特定の段階の対策に特化するのではなく、各段階での計画の推進を継続する。」というように変更することを提案しております。

次に、22ページ目でございます。これは現在の基本的な方向の①に示した各主体の役割の理解と連携につきまして、これを②とし、内容を「各主体の連携の維持・向上」というように変更したいと考えております。本文につきましては、右下側に示したと

おり、基本的には同じようなところもありますが、ガス事業の形態が変わってくる、需要家の構造も変わってくることを踏まえて、対応しています。本文を「国、ガス事業者、需要家及び関係事業者等の各主体が、安全のために果たすべき各々の役割を明確化するとともに、相互に理解をし、連携の維持・向上を図りつつ、着実に実行することにより、十分な保安の確保を目指す。」というふうに、特に真ん中辺を変えております。変更点について、下側に少し詳しく示したとおり、担い手や需要家等の構造が変化進展する中で、これらを基本的な方向として考える必要があるということでございます。

23ページ目でございます。これは③保安人材の育成でございます。これは今の計画と同じ位置にして、少し中身を変えておりました、これが右側の下のところに示させていただいておりますけれども、変更した本文は「今後」のところの後、赤い字で書いてあります「担い手の構造変化等の環境変化が想定される中、」ということで、この辺に注目してアクションプランなどを検討させていただきたいと思っております。人材確保については、ガス安全を支えてきた熟練の方々が退出していくということもありまして、これまで以上に所要の知識・技能を有する人材の育成が必要になってくるということでございます。

次の24ページ目は、基本的方向の最後、④需要家に対する安全教育・啓発ですが、こちらについても基本的な位置づけは一緒でございますが、中身については、右下側のように、「ガスに係る安全水準は従来より向上したが、今後、需要家の構造変化等の環境変化が想定されるなか、ガスの使い方を正しく理解し、」ということに変えようということでございます。

また、事故の件数は大分減ってきているというのもありまして、そういう体験する機会が少なくなることによって危険性の意識が希薄になるおそれがあるということを少し強調した本文にしたいと考えております。

25ページ目は、基本的な方向の前文についての変更案となります。青字で削除している部分は、その下に記載してあります①から④について、重複感があるということで削除しようというふうに考えております。

下側に全文の変更案を示してありますが、なお書きの赤字の部分、「なお、新たなデジタル技術を活用し、より効果的な保安業務の実施を検討する。また、保安規程に基づく監視・制御システムのサイバーセキュリティ対策を継続する。」を新たに加え

たいということでございます。その次の①から④については、先ほど示したものを記述しようという案でございます。

次に、高度化目標について26ページ目に示させていただいています。現在の高度化目標は、死亡事故ゼロでございます。この目標につきましては普遍的な目標というふうに考えられることから、次の安全高度化目標としても、引き続き達成すべき目標として掲げ、変更しないというご提案でございます。記載内容としては、年代を、2020年を2030年に変更するということであります。

27ページ目は、今回の議論ではなく次回に議論いただくものですが、安全高度化指標の策定にあたっての考え方を提示させていただいております。現行の安全高度化指標は先ほど策定の背景や数字を説明させていただきましたとおり、全体そして消費段階から製造段階の各々ごとの指標数値は、過去の事故の状況の分析、今後の社会変化を鑑みて、現行の指標の水準を維持するのか、数値を引き下げてより高い目標にするのかということを検討していただくということになります。我々の考え方としましては、現状、既に高い保安レベルを維持しているということもありまして、現行の指標をより厳しく変えるのは難しいのかなというふうには思います。そもそもこの水準を維持することができるかどうかという点について、先ほど御紹介しました社会の変化等を考慮すると、維持するのめかなり大変なところがあるかなということがございまして、そのあたりを踏まえて検討いただきたいと考えております。

28ページ目は、目標、指標を達成するための具体的な取り組みとなりますアクションプランでございますが、これにつきましても次回以降の検討ということになりますけれども、定量的なものとして、例えば経年管の対策状況とか耐震率向上の状況といったものを御説明しつつ、次回、年度末の審議会で検討を開始し、次年度以降、2020年度になりますけれども、現行のアクションプランの実施状況を評価した上で新たなアクションプランを検討していただくということになります。以上でございます。

- 倉渕委員長　　ありがとうございました。次期ガス安全高度化計画の策定方針とその背景について御説明いただきました。ただいまの御発言、御説明につきまして、質問、コメントのある方、いらっしゃいますでしょうか。質問、コメントのある方は、いつものようにネームプレートを立てていただけるとわかりやすいと思います。よろしく願いいたします。

澁谷委員、お願いいたします。

- 澁谷委員 横浜国大の澁谷でございます。詳細な御説明、ありがとうございます。今回、安全目標（指標）は現行計画から変更しないということなのですが、現行の安全計画の目標というのは、いずれも件数を幾つ以下にすると、要するに、事故を起こさないということを前提にした目標立てになっているのですが、昨今の災害の激甚化を考えると、ある程度の事故（被災）が起こった後の、いわゆる災害対応がきちんとできるかということも非常に大事な指標になってくると思うのですが、特にガス事業などですと、地震が発生した後に、復旧というのは大体何日ぐらいで終わりますよ、また台風の時には、余り懸念はないですよ、もしくは何日ぐらいで復旧しますよというような、具体的な数字を出すともたそれはそれでいろいろなしがらみがあるので難しいと思うのですが、少なくとも現状を維持するとか、そういう目標を追加するといったことは可能かと思いますがいかがでしょうか。
- 倉渕委員長 災害対応の目標ですか、こういったものもガス安全高度化計画に盛り込んではいかがかという御提案ということでよろしいでしょうか。
- 澁谷委員 はい、そうでございます。
- 倉渕委員長 室長、いかがでしょう。
- 月舘ガス安全室長 今回は基本的な方向についての検討でございます。災害対応につきましても高度化計画には盛り込むということになります。ですので、次回以降ということになります。

一方で、復旧がどれくらいになるかという目標、具体的な指標でございますが、なかなか一律に定めることは難しいのかなというふうに考えられまして、それは次回の検討のときにまた議論していただければと思いますが、一方で、その数字を定量的に定めるのはなかなか難しいのかなというふうに考えられます。

- 澁谷委員 御指摘のとおり、定量的に定めるのは非常に難しい、すぐにできるような話ではないと思うのですが、少なくとも現状を維持しましょうとか、そういう指標をある程度つくっておいて、いずれにしても、計画を立てた後チェックしないといけませんので、今回の想定リスクの中で、災害対応未経験者が増えますということをリスクとして挙げておいて、それを分析して実際アクションするわけですが、それを最後評価するときに、今の目標では基本的に事故を起こさないという指標になっていますから、これに対するリスクをちゃんと解決できたのかということに対する回答が、この後の計画をチェックするときにはできなくなってしまう可能性があ

と思うんです。そういう意味では数字でなくても構わないので、何らかの目標というのを立てておくというのは必要かと考えています。

- 倉渕委員長 災害対応を定量的に数値目標にできるかどうかはちょっとわかりませんが、目標の中に盛り込めるかどうか御検討いただきたいと思います。どうもありがとうございました。

次、佐藤委員お願いいたします。

- 佐藤委員 ありがとうございます。ガスを始めとする関連産業で働く者の立場から2点御意見させていただきます。

1点目が次期ガス安全高度化計画の策定についてでございます。計画策定の視点といたしまして、現計画の安全高度化指標にあります死亡事故ゼロを方針として引き継ぐことには賛成でございます。どのような事故でありましても、たとえ1件でも死亡事故が発生いたしましたら、お客様・社会が、ガスは危険、怖いという印象を抱き、業界全体の安心・安全に対するイメージダウンにつながりかねません。ガスを始めとする関連産業で働く者としては、個別労使、さらには業界団体等との間で保安の維持向上に向けた取り組みを継続していきたいというふうに考えております。

また、自由化の進展に伴いまして新規参入事業者が、今日の資料にもありましており増加傾向にありまして、保安確保に向けた新規参入事業者と既存事業者との連携は不可欠でございまして、保安意識について各社で濃淡があってはならないと感じております。政府におかれましては、安全高度化目標である死亡事故ゼロに向けて新規参入事業者も含め、お客様の安心・安全を最優先とする高い保安意識をもち続けられる環境整備や支援をお願いしたいと思っております。

2点目が、資料の中にありました、第4次産業革命の進展についてでございます。システム改革の進展に伴いまして、我々の業務も高度化・高密度化をしておりますが、現場では人手不足感もありまして、さらに人材育成や技能伝承が喫緊の課題となっております。この産業で働く者に求められることは、何よりもお客様の安心・安全を守り続けることだと考えておりまして、常に保安を最優先させることが大切だと考えております。

こうした中、いわゆる第4次産業革命はこれまでの業務のあり方を大きく変える可能性があるということですが、こうした新たな技術を有効活用しながら社会やお客様の安心・安全を向上させることに加えて、私たち働く者の人だからこそでき

る業務を通じて、さらなる保安の高度化につなげていきたいと思っております。

従いまして、政府におかれましては、保安災害対応レベルの維持向上に向けて、新たな技術の効果的な活用に資する環境整備や支援をお願いしたいと思います。

以上でございます。

- 倉渕委員長 ありがとうございます。ガス安全高度化計画において、新規事業者参入環境においても死亡事故ゼロを堅持すべきという御意見と、第4次産業革命の環境にあっても、この新たな保安レベルの維持に努めていただきたいという御要望と承りました。ありがとうございます。

それでは、赤穂委員お願いいたします。

- 赤穂委員 変更案について、概ね妥当であろうかと思っております。その上で、18ページでいろいろな今後の想定リスクというのをまとめていただいていますけれども、高齢化とか単身世帯の増加などで、なかなか家庭でガスの安全を確保するということが難しくなってくるということは間違いのないと思いますので、一歩進んで見守り、遠隔で見守るという仕組みを今後は考えていくべきであろうと思っております。そのときに、この③にありますスマートメーターの活用というのがとても重要になると思っております。現状、スマートメーターはこれから普及していくと思いますけれども、ガス事業者さんは検針作業の効率化というのを一義的に考えて開発されていると思いますが、安全の確保というのをそこに機能として盛り込むことも必要ではないかなと思います。ガス漏れのセンサーと連動させるであるとか、もう一歩進んで、いざというときにはガスの供給を遮断する機能までもたせるとか、どこまでやれるのかわかりませんが、そういう安全の視点というのは、是非このスマートメーターに入れていただきたいと思います。

さらに、すぐにはできないと思いますが、スマートメーターは電力で今進んでいますし、水道も入れていこうかという状況ですので、一足飛びには無理でしょうけれども、3つのスマートメーターが各家庭に置かれるというのはちょっと無駄な話だなとも思いますので、将来的課題としては、そこら辺の統一化的なものも必要であろうと思います。

あと、②のガスシステム改革による構造変化によるリスクというのは、導管部門を分離したからといって安全がないがしろにされるということはおよそ考えられないなと思っておりますが、どういうリスクがあるのかというのがいまひとつ、私、現時点

で想定しづらいですので、ある程度具体的にこういう可能性があるというのを今後は是非示していただければと思います。以上です。

- 倉渕委員長 ありがとうございました。まず、③の高齢化対応の中でスマート対応の果たすべき役割ということですが、これは本多委員、何かガス事業者様の中で検討されている内容などございますでしょうか。
- 本多委員 本多でございます。まだ実現はできていないのですが、今後のスマートメーターの導入によって、お客様宅内でのガス漏れなどが自動的に通報されてきて、そのときにはガスメーターを遮断できるとか、そういった早期の保安確保は可能であるのではないかなという想定もしております。また、災害時には遠隔でガスをストップする、そういうふうなことができないかなというのは検討させていただいておまして、実現はまだなのでございますけれども、そういうことをこれからも考えていきたいなというふうに思っております。
- 倉渕委員長 ありがとうございました。もう一つがガスシステム改革に伴うリスクの可能性ですね、室長、何か想定されているリスクというものはあるのでしょうか。
- 月舘ガス安全室長 一番意識しなければならないのは意識の変化ということでございます。先ほどもちょっと紹介しましたが、ガス事業者が製造から消費の段階まで一体的にみてきたというところではありますが、これが分離することによってうまく連携ができるのかどうか。恐らく連携ができれば特に問題はないということもあるのかもしれませんが、そこら辺は検討項目として議論していかなければならないだろうなということでございます。
- 倉渕委員長 ありがとうございました。ほか、よろしいでしょうか。田嶋委員、お願いいたします。
- 田嶋委員 どうもありがとうございます。また、詳細な説明どうもありがとうございました。基本的な方向やスケジュールにつきましては、基本的にこの方向でじっくり我々も含めて検討させていただければというふうに考えております。

1点、要は消費段階の事故が大幅に減ったということで、今回、消費だけを取り出すということではなくて全体考えていくという御提案がございました。この間の消費段階の事故の低減に当たりましては、やや手前味噌になってしまうかもしれませんが、ガス機器の安全型機器の普及というのが非常に大きなインパクトを与えたのではないかなと考えております。給湯器では不完全燃焼防止装置付の給湯器の普及で

ありますとか、また屋内型から屋外型の給湯器への変更とか含めて、またコンロの関係でいきますと、いわゆるS iセンサー付のガスコンロということで立消え安全装置とか、過熱防止装置付とか、長時間使用すると消えるというような仕組みのガス機器が開発されて普及されたということが、結果として消費段階の事故を減らしたのではないかと考えております。これからもガス機器のいわゆる安全面での開発というのは引き続き継続していく必要があるのではないかと。今年、これはガス事故とはちょっと違うのかもしれませんが、衣類着火防止のエリアセンサー付という、手が近くなったらガスが弱くなるということで衣類着火を防止して、いわゆる火傷とか火災の防止につながるようなセンサー付のコンロも開発されて発売を始めたということでございます。そういう面では、今後とも引き続き、これは製品安全課のほうの話にもなるかもしれませんが、ガスコンロの開発とか給湯器の開発が大事であると考えています。加えて言わせていただきますと、業務用機器は、一部トップのメーカーが立消え安全装置付のコンロ等も既に発売をしておりますけれども、まだまだ中小含めて、すべての機器についているわけではありません。それから、家庭用の機器についている安全装置というのはまだ業務用機器のほうについていないということもありまして、開発が難しいとかコストが高いとかいろいろあるかと思っておりますけれども、次のステップで業務用関係、外国人の方が働く場も多い業務用の関係で、意識の面も大事ですし、教育も広報も大事ですけれども、そもそも事故を起こさない機器があるというのがもしかしたら大前提で、一番の抑止力になるのではないかと考えておりますので、是非次期計画に向けて、更なる安全機器の開発普及という点もよろしく願いたいと思います。以上でございます。

- 倉渕委員長 御発言ありがとうございました。消費段階における事故の減少の原因は、安全機器の普及が非常に大きいと。今後もその安全性を高めるためには、特に業務用機器に安全機器を普及させていくことが非常に大きな課題になってくるだろうと。大変私も同感でございます。是非そういった形で進めていきたいというふうに思います。ありがとうございました。

村田委員、お願いします。

- 山田委員（村田代理） 全国LPガス協会の村田でございます。私も全国LPガス協会といたしまして、本日のガスの安全高度化計画は、LPガスの方の安全高度化計画にもいずれ影響してくるだろうということで、大いなる関心をもってただいまお

話を聞いていた次第でございます。

I o Tの利用の拡大のところ、今後、人手不足等々が予想される中で、保安の確保で大変威力を発揮していくというふうに思われますけれども、これに伴うリスクとしてサイバーセキュリティ対策ということが掲げられていますが、これはもちろんそうだと思います。ただ、それに加えて、昨今の非常に大きな災害、特に災害のレベルが大分変わってきているということを拝見すると、例えばこの前の台風15号に伴う千葉の大停電でありますとか、あるいは台風19号で問題となった水没をしてしまうということを考えると、いざというときにI o Tが全く機能しないと、水没してしまったら全く使えなくなってしまうというリスクが出てくると思いますので、例えば平時には非常に有効であるけれども、本当の有事の場合にはどういう保安を確保するのかということのを是非とも並行して検討していくべきなのではないかと思っております。これからの10年を考えると、ますますそういったシステム化が進む世の中になっていくと思っております。しかし一方で、地球温暖化に伴って非常に災害が激甚化する可能性がありますから、そういった場合への対応をこの高度化計画の中に是非とも織り込む必要があるのではないかと考えております。以上です。

- 倉渕委員長 ありがとうございます。災害等の有事においても機能するいわゆるセキュリティ、これについても是非盛り込んでいただきたいという御意見と承りました。

では、三浦委員お願いいたします。

- 三浦委員 御説明ありがとうございました。現行の高度化計画を立てるときにも居合わせたものですから、もちろん随分事故も減っていますし、新しい次期のものをつくられた皆さんも大変御苦労なされたなと思っております。

22ページにあります、ここですごくよかったなと思ったのは、下の※印に、よく委員会の中で発言させていただいたことも組み入れていただいて、このようにきちんと細かく書いていただけたことがよかったかなと評価しております。

あとは、先ほど田嶋委員も仰っていましたが、今、厨房での事故が非常に多いということで、本来事故を起こさないはずのプロの現場で事故が起きているので、業務用機器のフェールセーフ機能をさらに強化していくということももちろん大事なのですが、そこでの人材教育が欠かせないなというのを改めて今は考えています。

それから、私どももそうですけれども一般消費者も、24ページにわざわざ書いてい

ただいたとおり、逆にフェールセーフ機能が高まってしまうと機械に頼り過ぎてしまって、自分の人としての危機感というか安全に対する意識が弱まるということも起こってはいけないので、需要家というか消費者の側にもきちんと啓発をし続けていく、広報活動も、目にみえないものなので継続はなかなか厳しいところかもしれませんが、安全教育とか啓発も引き続き充実していただけたらいいなど。何せ小学校の授業の中では安全教育はなかなかやっただけいけないので、そこも高めていく必要があると考えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

- 倉渕委員長　ありがとうございます。各主体の連携の面と厨房作業者の問題、それと消費者意識を高めるための広報のあり方の問題について御指摘いただきました。検討させていただきたいと思います。

吉川委員、お願いいたします。

- 吉川委員　ありがとうございます。18ページに、今後の大事な検討に向けての前提条件ということで3つ整理していただいたのですが、今、何人かの委員の方からも御指摘が出ていますとおり、自然災害の発生頻度の高まりというのも無視できない要素になっていると思うのですね。この①の中に「災害対応等未経験者の増加等」との記載もあり、災害対応との関連についても言及がなされてはいるのですが、大きなファクトだということを認識するのであれば、4つ目の要素としてこれを入れていただいて、先ほどもどなたかから御指摘ありましたけど、水害によってガス設備の被害が生じない対策なども含め、あるいは澁谷委員が仰っていらしたように、目標を数値化できなくても、広報の機能をどう充実させて復旧を知らせていくかとか、避難困難者にいかにガスの危険を知らせていくかとか、各種災害に対する対策というのを十分に練る必要があると思うので、今までの事故の類型とは違った見方から検討をしていただくためにも、是非4つ目の項目として災害対応ということを柱に立てていただけたらなと感じました。

- 倉渕委員長　ありがとうございます。リスク対応の中の大規模災害の対応というのは独立させるべきではないかという御意見だと思いますので、検討させていただきたいと思います。

川島委員、お願いいたします。

- 川島委員　先ほど三浦委員からもありましたけれども、私も同じなのですが、需要家に対する安全教育、啓発についてなのですが、低年齢、小学校などからの安全

啓発教育がもっと必要ではないかと思っております。また高齢者に関しては、いつも思いますが、検針の折などの声かけ、やはり人と人ではないでしょうか。またパンフレットなども入れていただき、地道な活動ではありますけれどもお願いしたいと思っております。

- 倉渕委員長 ありがとうございます。低年齢の消費者及び高齢者に対する安全教育の重要性に関する御指摘かと思っておりますので、検討させていただきたいと思っております。

大分時間超過してございますので、基本的にはこの方針で進めさせていただくということで、今日の意見を踏まえましてさらに検討を進めていただきたいというふうに思っております。

それでは、次の議題に移りたいと思っております。議題の2番、「規制改革実施計画への対応状況について」について、事務局から説明をお願いいたします。

- 月舘ガス安全室長 それでは先に、資料2-1と2-2を合わせて説明させていただきたいと思っております。

資料2-1は規制改革実施計画への対応状況全体を示したものでございます。これは資料2-3についても触れている資料でございます。資料2-1の1ページ目には規制改革推進委員会から指摘された事項について、上のほうに書いてあるものは内管保安、内管工事の透明化でございます。これは次の資料2-2で少し説明しますが、内管保安と内管工事について透明化を図ってほしいということでございます。下のほう、ガス保安規制の整合化でございますけれども、これはガス事業法と液石法での規制の整合性を図ってほしいというもので、次の資料2-3で御説明させていただきます。

資料2-2はパワーポイントのものと別添の2つの資料がございますが、資料2-2のパワーポイントの資料を御覧いただければと思います。タイトルが「内管保安・工事における競争環境整備の措置について」という資料でございます。この資料につきましては、前回の小委員会で御説明した資料と同じものであります。今日はこの進捗状況を報告するものでございます。復習になりますが、この資料の2ページ目「『内管保安・工事における競争環境の整備』について」に住宅の絵が描いてある資料で、消費機器についてはガス小売事業者が保安を担当し、消費機器までの間の内管につきましても、ガス導管事業者が保安について義務を負うこととなっております。ここの部分の工事及び保安の検査について、新規参入の方々も事業ができるようにということ

でございます。これは現在すでに内管の工事、保安を導管事業者が外部に委託して工事や保安の検査業務を委託しているということがございますことから、この業務について、ガス小売事業者として新たに参入した事業者等でも導管事業者から受託できるよう工事や検査に係る委託内容について透明化をしてほしいということで御指摘をいただいている部分でございます。これらについては、前回すでに御説明しておりますので省略させていただきます。内管の工事や保安の検査の発注内容等の透明化への対応方針につきましても、資料の5ページ目のおり前回御審議いただいたものでございます。対応については、復習になりますけれども、委託事業の透明化を図って、また周知の仕組みづくりをして、新規参入者が参加できるようにするというところでございまして、これについて経済産業省から日本ガス協会にガイドラインの策定をお願いし、そのガイドラインをもとに、導管事業者が各社の手引書をつくるということで御審議いただいたところでございます。これにつきましては、10ページの要請文の概要、11ページ目にスケジュールを示してあります。具体的な措置として、20年度中に一般ガス導管事業者が手引書を作成するということを目標に置きまして、それまでの間にガス協会さんがガイドラインを発出するというようになっております。これを進めるに当たって、経済産業省から2019年の10月に要請文書を発出させていただいたところでございます。

具体的には、資料2-2（別添）が経済産業省から日本ガス協会に発出させていただいた文書でございます。2ページ目のところに「委託要件の基本的事項」というのを示させていただきまして、これを参考にガイドラインを策定して発出してくださいということでございます。3ページ目のところに書いてありますけれども、情報開示をしてくださいということで、内管工事・内管漏えい検査について情報公開する仕組みを整備してくださいということでございまして、各事業者は日本ガス協会が策定したガイドラインをもとに各社で手引書をつくりましてそれを一般に公開し、工事発注等において参入者が対応できるようにすることとしたものでございます。

- 倉渕委員長　　ありがとうございました。本件は、規制改革実施計画への対応状況の御報告、報告事項ということになりますけれども、委員の皆様から何か御質問、コメントなどございますでしょうか。

　　籾内委員、お願いします。

- 和田委員（籾内代理）　　日本コミュニティーガス協会の和田委員の代理でございま

す

内管保安工事については、ガス協会で現在委託要件の明確化というのを実際作業されているということで、それは参入者にとっては非常にありがたいことだと思っております。そして、その委託要件を情報開示されて、情報開示の仕組みを整備し委託要件の透明化を図るということが書いてございますけれども、せっかくつくったものが絵に描いた餅にならないように、例えば新規参入者がどれぐらい増えたのかということを是非フォローアップして、新規参入者の数も是非開示していただけたらなというふうに思っております。

- 倉渕委員長 新規参入状況の開示をお願いしたいということですので、是非御検討いただきたいと思えます。

佐川委員、お願いします。

- 稲月委員(佐川代理) 電気事業連合会です。稲月委員の代理で出席しております。

資料2-2に関してですけれども、要請文を発出していただいたこと、また、ガイドラインにつきまして年内に準備していただけるということで、ありがとうございます。その上で、新規小売事業者として2点ほどコメントさせていただきたいと思えます。

まず、制度としてしっかりと実効性のあるものにしていただきたいというのが1点目となります。要請文におきまして、委託先選定の自由については一般ガス導管事業者にあるとされておりますけれども、委託要件として業務実績等が求められています。内管の漏えい検査の実績を求められますと、新規の小売事業者は永久に参入できないという事態になってしまいますが、きっとそういう意図ではないと思えますので、ガイドラインの中で各種要件というのを丁寧に記載していただけるとありがたいと思っております。

また、工事や検査を委託公募した結果、落選する事業者というものが出てくるかと思えますけれども、この場合、どういう理由で落ちたのかというところをしっかりと小売事業者は把握して次回に生かしていくということができたら、ガス事業全体の保安の向上につながるというところも考えられますので、このあたりもガイドラインのほうに、落選事業者が納得できる説明がなされるように記載していただけるとありがたいなと思っております。

さらにですけれども、小売事業者の新規参入に当たりまして、検査結果、基準日管

理等、保安上必要となるデータに関しまして、一般ガス導管事業者との円滑なデータ連携が必要となりますので、このあたりのシステム構築というところもガイドラインにしっかり書き込んでいただけるとありがたいなと考えております。

2点目、今後の進め方について、前回の小委員会でもコメントさせていただいた内容ですけれども、既に委託が実施されている業務というものもございますので、引き続きスピーディーかつ精力的に対応をいただければというのと、2020年度中で手引の作成という時間が一般ガス導管事業者にあるわけですけれども、内容によっては小売事業者側でも並行して準備を進められるというものもあるかと思っておりますので、小売事業者の要請に応じてという形になりますけれども、現時点での案のようなものを開示していただくなど柔軟な対応をしていただけるとありがたいなと考えております。以上でございます。

- 倉渕委員長 ありがとうございました。参入条件について、実効性があるような対応を是非お願いしたいという要望と、場合によっては小売事業者に要求の開示をするようにお願いしたいという御要望と承りました。是非その辺につきましては、実効性のある新規参入が可能になるようなガイドラインづくりということを含めた検討を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。吉川委員、お願いします。

- 吉川委員 まず、パワポの8ページ、資料2-2（別添）のページにも同じ表現があるのですが、パワポでいうと②の『『定期漏えい検査』の場合の追加的な要件項目』というところで、「委託先の関与・統制」とありますが、これは「委託先への関与・統制」の趣旨だと思っておりますので、誤記ではないかということで指摘をさせていただきます。2-2も全く同じ表現、ページ2の5ポツか何かに同じ表現がありますので、これは改められたほうがいいのかなど。多分導管事業者が工事を監督したい、関与したい、コントロールしたいということだと思っておりますので、それは誤記かなと思っております。

それから、私も全く佐川代理と同じことを考えてきまして、もし落選というか指定が受けられなかった場合、理由が納得できるということも透明性を確保する意味で大事だと思っておりますので、小売事業者の方から情報開示の要求があった場合には、どういふ点が指定に至らなかったのかというところの説明をしていただけたらいいのかなというふうに思いました。

最後に、これは、私はどちらに与する者でもないのですが申し上げたいのですが、緊急

保安は今もって一般導管事業者が担うことになっています。私の想像では、いざというときの緊急保安に対応する技術員の確保のためには机上のレッスンだけではだめで、現場の感覚というのも必要だと思います。そういう意味では、一般導管事業者にもある程度保安員の技術の確保という点からも、今後も引き続きこうした内管保安の業務、工事にも携わっていただく必要があるのではないかなと推測いたしますが、全く別の作業であり関係がないということであれば、私のこの発言は不的確だと思いますので、取り下げます。しかし、私の推測が正しいのであれば、技術の確保、継承という意味で、一般導管事業者にも引き続き行っていただきたい、このように思います。

- 倉渕委員長 3点ございまして、1つは、「委託先への」という、この表現でよろしいのでしょうか。
- 月舘ガス安全室長 はい。
- 倉渕委員長 では、それはそのように。それと、透明性への確保については留意するべきだという御意見を賜りました。また、内管保安への関与はいわゆる安全性確保の上で必要ではないかという御指摘なのですが、その辺、室長いかがでしょう。
- 月舘ガス安全室長 緊急時の対応については、全体を見渡せる導管事業者でしかできないというふうに考えておまして、これはそういう形で残すということになります。一方で、委託することによって技術が使われなくなるというか下回るのではないかという質問については、導管事業もそもそも担当しておりますので、またその監督をするということもありますので、そういう懸念は余りないのかなとは思いますが、そこは今後注意してみたい必要があるかなと。先ほどの基本方針の検討で説明させていただきました連携について、どうやっていくかというところを少し注目していきたいなと思っております。
- 倉渕委員長 ほか、よろしいでしょうか。三浦委員、お願いします。
- 三浦委員 資料2-2(別添)のほうの委託要件の基本的事項のところの(2)の要件項目の中に材料のことが書いてあります。材料仕様とか認定要件とか。これも大事なところだなと思っていて、認定要件とか欠格要件、工事範囲。資格についてはわかりやすいことだと思うのですが、工事範囲とか特に材料仕様などは私たち素人にはわかりませんが、例えば価格の競争みたいな形になったときに、こういう材料が、価格によって質が悪かったりというようなことはないのか等、細かいところが気になるのですが、項目上、どのくらい詳しい情報をここの中には載せるのでしょうか。

- 倉渕委員長　いかがでしょうか。
- 月舘ガス安全室長　具体的にはガイドラインに書かれると思いますけれども、考え方としては、材料を特定してしまうと、先ほど申し上げたように、まさに競争が阻害されるということもありますので、そういう意味で仕様ということをつけ加えさせていただいております。そういう意味で競争ができるような、どういうものに耐えられるものかとかというものを示していただくということで、少し幅をもたせているということでございます。具体的にはガイドラインに書かれますので、そこにどういうふうに反映されるかということは、ガス協会で考えていただくということになるかと思っております。
- 三浦委員　ありがとうございました。ちょっと気になったので。
- 倉渕委員長　よろしいでしょうか。ほか、よろしいですか。それでは、引き続き御検討をお願いいたします。

続きまして、「ガスの保安規制合理化について」をお願いいたします。

- 月舘ガス安全室長　資料2―3を御覧いただければと思います。これも規制改革推進委員会から指摘されておりましたガス事業法と液石法の間での技術基準に関する不整合の指摘に関するものでございます。

1 ページ目の表でございますけれども、これは前回の小委員会で示した表と基本的に同じでございますが、赤枠で記載している部分が前回のものにつけ加えさせていただいた部分でございます。これは、バルク貯槽についての項目で、附属設備等の項目としてガス事業法と液石法の違いがあったものでございます。この対応方針について御検討いただきたいと思っております。

2 ページ目は前回の小委員会で示した資料と同じでございます。液石法とガス事業法では、似たような使用形態があり、ガス事業法でもこのLPGを使ってバルク貯槽なりLPGのボンベから導管を使って消費者に供給する事業形態があり、液石法との関係では消費者の戸数が多い場合にはガス事業法の対象となるということでございます。

問題になっております技術基準は、3 ページ目で説明します。ガス事業法では、この絵で描いてありますとおり、バルク貯槽に関して温度が上昇しないように遮へい板をつける方法(左側の図)、右側の方の図では、散水装置をつける方法を紹介しており、これらが技術基準となっております。

4 ページ目に示すとおり、液石法では、この表のような規定となっており、LPG の容器等の種類、貯蔵能力によって技術基準が規定されております。

問題となりますバルク貯槽のところ、ここに赤枠で空欄に書いてありますけれども、1 t 未満と、1 t 以上 3 t 未満の部分について技術基準は特に示されてません。この部分については、液石法では、高圧ガス保安法で定めます特定設備の検査の合格証を有することというのが条件になっていますので、個別具体的な技術的な方法は書いていないということでございます。実質的には高圧ガス法の合格証の中で、温度を考慮した基準になっております。

結論としては、高圧ガス保安法で定めるバルク貯槽の技術基準、これに適合していると使えるということもありますので、ガス事業法のように遮へい板とか散水装置といったものを規定するのではなく、液石法と同様の技術基準にするのが適当と考えられます。

また、5 ページ目にはそれ以外の項目 1. から 6. については、使用形態や規模による違いでそれぞれの規定が必要だというもの、あるいは同様の技術基準で表現が異なっているものなど、前回も御説明しておりましたが、ここは改正する必要はないというものでございます。

6 ページ目以降は、前回御審議いただいた火気との離隔距離の関係でございます。復習になりますけれども、ガス事業法では一律 8 メートル以上、一方で液石法は能力に応じて離隔距離が決められているということで、液石法に合わせて規定することとされ、現在、制度改正の対応をしている状況でございます。

- 倉渕委員長 ありがとうございます。ガス事業法と液石法間での整合性をどうするかということの対応についての御説明をいただきました。本件につきまして、何か御意見、コメントございますでしょうか。特にございませんか。

そうすると、以上で今日の議題は終わりなのですが、多少時間がありますから、何か全体を通しまして、これは言い忘れたとか、これを言っておきたいとか、何かコメントございますか。よろしいでしょうか。

それでは、全体を通しまして、審議官から何か御発言ございますか。

- 小澤技術総括・保安審議官 委員の皆様、本日は本当に幅広く貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。

特に最初の議題であります次期のガス安全高度化計画の策定については、本当に建

設的な御意見をいただきました。委員の皆様の御意見をお聞きして、私自身も、これは澁谷委員あるいは村田委員、吉川委員からございましたけれども、安全高度化計画の中で災害対応の視点というのをどういうふうに盛り込んでいくかというのは、これから先の10年を考えてみたときに非常に大事になってくると思いますし、実際に、まず安全高度化というと、予防的に事故の防止をする、これをできる限りゼロに近づけていく。もちろん100%ゼロということは難しいのですが、そのリスクを極力下げていくというこの努力が、それこそ機器の開発あるいは人材の育成と相まって非常に大事で、これが基本にあるということは間違いないと思うのですが、その上で、万が一のことが起こったときの対応、いわゆる災害などでどうしてもそういったことが起こってしまったときに、次善の策、あるいは具体的にそういったことから極力回避して抜け出していく対応というものをどういうふうに捉えて、そういったものも含めて全体としての安全レベルを上げていくという視点は非常に大事なのではないかと、委員の皆様の御意見もお聞きして感じたところでございます。

そういったものも含めて事務局の方で、改めてどういった形でまとめていくのがいいかということを検討させていただいて、御提示をしたいというふうに思います。本日は本当にありがとうございました。

- 倉渕委員長 ありがとうございました。河本審議官、いかがでしょうか。
- 河本審議官 ありがとうございます。私、7月に着任をしていろいろ思うところがありまして、災害対応というか保安については、時間的な終点はないとか、要はこの先はもうやらなくていいということはないというのが一つあるのと、量的とか質的にも完璧なものはないということ、これ以上やってやり過ぎることはないということ、それから、一方でやればやるほど効果があるという、何もしないよりは絶対何かやらなければならない、そういったことがこの産業保安あるいは災害対応ということで重要なことというふうに思っております。そういう意味で、今日いろいろ御意見いただいたことは我々もしっかり受けとめさせていただいて、今後もさらに検討したいと思っております。どうもありがとうございました。
- 倉渕委員長 ありがとうございました。
 事務局から、そのほか何かございますか。
- 月舘ガス安全室長 今後の取り扱いについてでございます。本日の議論の趣旨は事務局で作成しまして、事務局の文責でホームページに掲示をしたいと思っております。また、

議事録については、皆さんに御確認いただいた後、公表するということとなりますので、追って連絡させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

- 倉淵委員長　それでは、本日は活発な御議論をいただきましてありがとうございます。以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

——了——